

# 南部町における空き家バンク登録・利用の手順について

「南部町空き家バンク制度」とは、南部町における空き家の有効活用を通して、本町への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的として、平成20年度より施行されている制度です。

まずは、ご親族とよく話し合しましょう。(普段付き合っていない・遠方にご親族にも相談しておくトラブル避けられます)

まだ家の中に家具や不用品が残っている…

空き家バンク登録物件の片付け費用補助があります！  
上限10万円

相続・登記の手続きがまだ済んでいない…

未登記物件は取扱いができません  
司法書士へのご相談について、詳しくご案内させていただきます。

傷んでいて、修繕しないと住めないと思う…

現状でOK！買い手側には空き家バンク登録物件のリフォーム補助があります！  
工事費の1/2(上限50万)

## 南部町空き家バンクへの相談・登録申請

『空き家バンク登録申請書(様式1)』を作成し、間取図等の資料と合わせて提出してください。  
※空き家バンクへの登録は無料です。(登録費用・成約時の仲介手数料等は、別途個別に発生します。)

空き家バンク利用促進事業  
**片付け費用補助金**  
(成約を条件に売り手・貸し手側で申請)  
必ず**作業前に申請**してください。下記の書類の添付が必要となります。

- ① 処分費用の明細書及び見積書の写し
- ② 家財処分を行う住宅の外観及び作業予定箇所(家財等)の写真
- ③ 空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し
- ④ 町税等の滞納がないことの証明書
- ⑤ 誓約書(様式第2号)

費用の支払い後、下記を添付し実績報告書を提出。

- ① 処分等の契約書若しくは費用内訳が分かる書類の写し
- ② 処分等に係る領収書の写し
- ③ 処分等を行った箇所の完了後の写真
- ④ 当該住宅に入居後の住民票

町は、物件情報の紹介のみを行っています。その後の交渉や契約については関与できません。  
売買・賃貸契約については、トラブル防止のため、協定を結んでいる宅建協会会員による仲介を依頼しています。  
※個人で不動産契約を締結できる方はこの限りではありません。

ホームページでの紹介用に、写真を撮影し、公開します。

購入・賃貸希望者からの問合せがあった場合、町と宅建協会会員で内見等対応します。

空き家バンク利用促進事業  
**リフォーム補助金**  
(成約を条件に買い手・貸し手側で申請)  
必ず**着工前に申請**してください。下記の書類の添付が必要となります。

- ① 工事費用の明細書及び見積書の写し
- ② 工事を行う住宅の外観及び施行予定箇所の写真
- ③ 空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し
- ④ 町税等の滞納がないことの証明書
- ⑤ 誓約書(様式第2号)

費用の支払い後、下記を添付し実績報告書を提出。

- ① 工事等の契約書若しくは費用内訳が分かる書類の写し
- ② 工事等に係る領収書の写し
- ③ 工事等を行った箇所の完了後の写真
- ④ 当該住宅に入居後の住民票

## 購入・賃貸希望者と契約を結び、終了となります。

原則、契約は庁舎内にて行い、町の空き家バンク担当も立ち会います。契約完了後には、町から各種補助金やFM告知端末・町水道等の諸手続きについて、ご説明させていただきます。